

## 佐世保工業高等専門学校教員が非常勤講師の職を兼ねる場合の申合せ

(平成17年1月20日制定)

佐世保工業高等専門学校教育職員が非常勤講師の職を兼ねる場合の申合せ（平成13年3月27日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

1 この申合せは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）教員が、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）教職員の労働時間、休暇等に関する規則第10条に規定する休日以外の日の、同規則第3条に規定する始業時刻から終業時刻までの間に、外部の大学等において機構教職員の兼業に関する規則第5条第2項に規定する教育研究活動に関する兼業に従事する（以下「兼職」という。）場合の手続き等について定めるものとする。なお、この兼職は、本校学生の教育及び学校運営での役割に十分貢献した上で、余力が生じた場合に従事するものとする。

(兼職の許可基準)

2 校長は、次の事項のすべてを満たす場合、兼職を許可するものとする。ただし、特に許可する必要があると判断される場合は、この限りでない。

一 本校学生の教育及び学校運営に支障がないこと。

二 教員本人の教育・研究に有益であると認められること。

三 外部の大学等の長から本校校長に対し、適任者が得られない等の理由により、本校教員の人材要請を特に依頼されること。

四 教員の所属する学科長又は基幹教育科長（以下「学科長等」という。）が、事前に了承していること。

五 引き続き兼職の従事期間（半期及び集中講義は1年とみなす。以下「兼職期間」という。）が、兼職先の機関を問わず2年を超えていないこと。また、余人をもって代え難い特別な事情がある場合であっても、4年を超えていないこと。

六 引き続きない直前の兼職期間が1年を超えている場合にあっては、その兼職の後に、その兼職期間に相当する期間、兼職に従事していない期間があること。

七 総従事時間数（兼職先までの往復所要時間を含む。）が、一週間当たり延べ4時間又は半日を超えないこと。

八 本人の職務遂行上、支障がないと認められること。

(兼職の許可)

3 校長は、兼職応諾許可の可否について、前項に基づき許可するものとし、教員にその結果を通知するものとする。ただし、兼職応諾許可の可否について、必要があると認められる場合は、教務主事及び学科長等の意見等を聴取することができる。

(兼職応諾の事前手続き)

4 本校教員は、外部の大学等から兼職応諾の照会があった場合は、次の手続きを行うものとする。

一 教員は、第2項の許可基準を確認のうえ、「非常勤講師兼職許可願」（別記様式）を所属する学科長等の了承を得て、校長に提出する。

二 教員は、通知のあった兼職応諾許可の可否を学科長等及び外部の大学等に報告する。  
なお、兼職応諾が許可された場合は、外部の大学等に対し、速やかに正式手続きを執るよう依頼する。

（兼職内容の変更手続き）

5 教員は、校長が許可した内容に変更が生じた場合は、速やかに第4項に準じて再度手続きを行うものとする。

#### 附 記

この申合せは、平成17年1月20日から実施し、第2項第5号の規定は平成12年4月1日から、その他の規定は平成16年4月1日から適用する。

#### 附 記

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

#### 附 記

この申合せは、平成24年7月1日から実施する。

#### 附 記（令和2年3月30日）

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 記

この申合せは、令和3年11月1日から施行する。